

学校危機管理の手引（令和6年7月改訂） 新旧対照表

改 訂 後	現 行
<p><b>第2部 事項別危機管理の要点</b>  <b>第1章 学校保健・学校給食</b>  <b>第9 熱中症</b></p> <p>P41</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p><b>1 未然防止のポイント</b></p> </div> <p>〔削除〕</p> <p><b>(1) 熱中症事故防止のための具体策</b>  <b>【日頃の環境整備等】</b></p> <p>① <u>教職員間で共通認識を図る（全教職員及び部活動指導に関わるすべての者）</u>  暑熱環境において各種活動を中止することを想定し、判断基準と判断者及び伝達方法を各学校における危機管理マニュアル等においてあらかじめ具体的に定め、熱中症事故防止に関する研修等を実施する。  熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）・熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）が発表された場合の対応についても、共通認識を持つ。</p> <p>② <u>暑さ指数（WBGT）に基づく適切な判断</u>  実際に活動する場所における暑さ指数計（WBGT計）の数値に基づき、「暑さ指数に応じた注意事項等」（表1-1）に従い適切な処置を講ずる。</p> <p>③ <u>保護者への情報提供</u>  活動実施判断の基準を含めた熱中症事故防止の取組等について情報提供を行い、必要な連携・理解醸成を図る。</p> <p>④ <u>健康観察の重視と個人差への対応</u>  日頃から児童生徒等の健康状態の観察に心がけるとともに、個人差には十分注意して、不調があれば休ませるようにする。また、児童生徒等が自ら体調不良を申し出るよう指導する。  （注）特に注意が必要な<u>児童生徒等</u>：肥満傾向・体力が<u>低い</u>・体調不良など</p>	<p><b>第2部 事項別危機管理の要点</b>  <b>第1章 学校保健・学校給食</b>  <b>第9 熱中症</b></p> <p>P41</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p><b>1 未然防止のポイント</b></p> </div> <p><b>(1) 暑さ指数（WBGT）に基づく適切な判断</b>  暑さ指数計（WBGT計）の数値に基づき、「暑さ指数に応じた注意事項等」（表1-1）に従い適切な処置を講ずる。</p> <p><b>(2) 熱中症事故防止のための具体策</b>  〔新設〕  〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>① <u>健康観察の重視と個人差への対応</u>  日頃から児童生徒__の健康状態の観察に心がけるとともに、個人差には十分注意して、不調があれば休ませるようにする。また、児童生徒__が自ら体調不良を申し出るよう指導する。  （注）特に注意が必要な__生徒__：肥満傾向・体力が<u>弱い</u>・体調不良__</p>

改 訂 後	現 行
<p>⑤ 暑熱順化への対応 〔略〕</p> <p>⑥ 活動環境（場所）の調整 活動を行う際は、風通しを良くし、直射日光をできるだけ避け、空調設備がある場合は空調設備を適切に活用する。 適切な水分等の補給や休憩ができる環境を整える。 〔削除〕</p> <p>〔削除〕</p> <p>⑦ 柔軟な活動修正 〔略〕</p> <p>⑧ 高温時のプールの対応 〔略〕</p> <p>⑨ 送迎用バス等における児童生徒等の所在確認 置き去り事故防止を徹底する。 【児童生徒等への指導等】</p> <p>① 熱中症防止への意識、関心を高める W B G T計を児童生徒等の活動場所等に設置し、日頃から暑さ指数に触れる機会を設けたり、熱中症対策マニュアルを配布したりするなど、自ら考え行動できるよう指導する。不調が感じられた場合にはためらうことなく教職員等に申し出るよう指導する。</p> <p>② 登下校、校外学習、部活動など活動に応じた事前指導 各活動の事故防止の取組や緊急時の対応について、発達段階等に応じて事前に指導し、児童生徒等と共通理解を図る。 【活動中・活動直後の留意点】</p> <p>① 初期症状の早期発見 児童生徒等の訴えだけでなく、めまい、吐気、ふらつき、頭痛、けいれん、筋肉の痛み、顔色が悪い等の初期症状を見逃さない。</p>	<p>② 暑熱順化への対応 〔略〕</p> <p>③ 活動環境（場所）の調整 活動を行う際は、風通しを良くし、直射日光をできるだけ避ける。_____</p> <p>_____</p> <p>④ 初期症状の早期発見 めまい、吐気、ふらつき、頭痛、けいれん、筋肉の痛み、顔色が悪い等の初期症状を見逃さない。</p> <p>⑤ 児童生徒への指導 W B G T計を児童生徒用昇降口に設置し、日頃から暑さ指数に触れる機会を設けたり、熱中症対策マニュアルを配布したりするなどして、児童生徒の熱中症予防への意識、関心を高める。</p> <p>⑥ 柔軟な活動修正 〔略〕</p> <p>⑦ 高温時のプールの対応 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>

改 訂 後	現 行																
<p>② <u>クールダウン</u> 運動後は体が熱い状態になっているため、クールダウンしてから次の活動（登下校も含む）を行うことに注意する。</p>	〔新設〕																
<p>P42 <b><u>(2) 熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）・熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）について</u></b> 気候変動適応法等の改正において、熱中症警戒情報、熱中症特別警戒情報として法律上規定された。（施行：R6.4） 熱中症特別警戒情報は、過去に例のない危険な暑さとなっていることが予想されるため、普段心がけている熱中症予防行動と同様の対応では不十分な可能性がある。 責任者は、適切な熱中症対策が取れない場合は中止・延期の検討をする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">熱中症警戒情報</th> <th style="text-align: center;">熱中症特別警戒情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一般名称</td> <td>熱中症警戒アラート</td> <td>熱中症特別警戒アラート</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">位置づけ</td> <td>気温が著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合 (熱中症の危険性に対する気づきを促す)</td> <td>気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがある場合 (全ての人が、自助による個人の予防行動の実践に加えて、共助や公助による予防行動の支援)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">発表基準</td> <td>府県予報区等内のいずれかの暑さ指数情報提供地点における、日最高暑さ指数(WBGT)が33(予測値、小数点以下四捨五入)に達すると予想される場合</td> <td>都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における翌日の日最高暑さ指数(WBGT)が35(予測値、小数点以下四捨五入)に達すると予想される場合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">発表時間</td> <td>前日午後5時頃 及び 当日午前5時頃</td> <td>前日午後2時頃(前日午前10時頃の予測値で判断)</td> </tr> </tbody> </table>		熱中症警戒情報	熱中症特別警戒情報	一般名称	熱中症警戒アラート	熱中症特別警戒アラート	位置づけ	気温が著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合 (熱中症の危険性に対する気づきを促す)	気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがある場合 (全ての人が、自助による個人の予防行動の実践に加えて、共助や公助による予防行動の支援)	発表基準	府県予報区等内のいずれかの暑さ指数情報提供地点における、日最高暑さ指数(WBGT)が33(予測値、小数点以下四捨五入)に達すると予想される場合	都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における翌日の日最高暑さ指数(WBGT)が35(予測値、小数点以下四捨五入)に達すると予想される場合	発表時間	前日午後5時頃 及び 当日午前5時頃	前日午後2時頃(前日午前10時頃の予測値で判断)	<p>P41、P42 <b><u>(3) 熱中症予防情報・熱中症警戒アラートの活用について</u></b></p> <p>① <u>熱中症警戒アラートについて</u> 熱中症警戒アラートとは、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に、環境省・気象庁が新たに暑さへの「気づき」を呼びかけ、国民の熱中症予防行動を効果的に促すための情報提供のことをいう。</p> <p>② <u>熱中症警戒アラートの活用にあたって</u> <b><u>【発表基準】</u></b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県予報区内の暑さ指数(WBGT)予測地点のいずれかにおいて、翌日の日最高暑さ指数(WBGT)を33以上と予想した日(前日)の17時頃に「第1号」が発表され、当日5時頃に「第2号」が発表されている。</li> <li>・ なお、前日17時頃に発表した県予報区については、当日の予測が33未満に低下した場合においても、アラートを維持し、当日5時頃に「第2号」を発表されている。</li> </ul> <b><u>【発表内容】</u></b> アラートでは、次の内容が発表されている。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県予報区の方々に対して熱中症への注意を促す呼びかけ</li> <li>・ 県予報区の観測地点毎の日最高暑さ指数(WBGT)</li> <li>・ 暑さ指数(WBGT)の目安</li> <li>・ 県予報区の各観測地点の予想最高気温及び前日の最高気温観測地 (5時発表情報のみ付記)</li> <li>・ 熱中症予防において特に気をつけること</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <b><u>【熱中症警戒アラートの活用における視点】</u></b>            ア 熱中症警戒アラート情報の入手・周知の明確化           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熱中症警戒アラートは、気象庁の防災情報提供システム、関係機関のWEBページ、SNSを通じて多くの方が情報を入手できる。</li> <li>・ それゆえ、誰かが入手しているであろうと思って、その情報が的確に共有されないことがないように、情報の入手、関係者への伝達等</li> </ul> </p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県予報区の方々に対して熱中症への注意を促す呼びかけ</li> <li>・ 県予報区の観測地点毎の日最高暑さ指数(WBGT)</li> <li>・ 暑さ指数(WBGT)の目安</li> <li>・ 県予報区の各観測地点の予想最高気温及び前日の最高気温観測地 (5時発表情報のみ付記)</li> <li>・ 熱中症予防において特に気をつけること</li> </ul>
	熱中症警戒情報	熱中症特別警戒情報															
一般名称	熱中症警戒アラート	熱中症特別警戒アラート															
位置づけ	気温が著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合 (熱中症の危険性に対する気づきを促す)	気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがある場合 (全ての人が、自助による個人の予防行動の実践に加えて、共助や公助による予防行動の支援)															
発表基準	府県予報区等内のいずれかの暑さ指数情報提供地点における、日最高暑さ指数(WBGT)が33(予測値、小数点以下四捨五入)に達すると予想される場合	都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における翌日の日最高暑さ指数(WBGT)が35(予測値、小数点以下四捨五入)に達すると予想される場合															
発表時間	前日午後5時頃 及び 当日午前5時頃	前日午後2時頃(前日午前10時頃の予測値で判断)															
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県予報区の方々に対して熱中症への注意を促す呼びかけ</li> <li>・ 県予報区の観測地点毎の日最高暑さ指数(WBGT)</li> <li>・ 暑さ指数(WBGT)の目安</li> <li>・ 県予報区の各観測地点の予想最高気温及び前日の最高気温観測地 (5時発表情報のみ付記)</li> <li>・ 熱中症予防において特に気をつけること</li> </ul>																	

改訂後	現 行
<p><u>参考：学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（令和6年4月追補版）</u></p>	<p><u>を明確に定めておくことが大切である。</u></p> <p><u>イ 熱中症警戒アラートは事前の予測</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>翌日に予定されている行事の開催可否、内容の変更等に関する判断、飲料水ボトルの多めの準備、冷却等の備えの参考となる。</u></li> <li>・ <u>当日の状況が予測と異なる場合もあり、体育の授業、運動会等の行事を予定どおりに開催するか中止にするか、内容を変更して実施するかを判断しなければならない。熱中症警戒アラートは発表になった場合の具体的な対応や、校長不在時の対応者等をあらかじめ検討しておくことが重要である。</u></li> </ul> <p><u>ウ 県予報区単位での予報</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>野外学習等、学校以外の場所での行事運営の参考となる。県予報区内にはいくつかの暑さ指数の予測地点があり、その予測値も知ることができる。</u></li> <li>・ <u>熱中症警戒アラートが発表されていない場合であっても、活動場所で暑さ指数（WBGT）を測定し、状況に応じて、水分補給や休息の頻度を高めたり、活動時間の短縮を行ったりすることが望まれる。</u></li> </ul> <p><u>エ その他</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>保護者や一般の方から熱中症警戒アラートが出ているのに屋外で体育の授業を行っている等の意見が提起される場合があり、それらへの対応が求められることがある。</u></li> <li>・ <u>事前に保護者へ熱中症警戒アラートが発表された際の対応などを周知しておく。</u></li> </ul> <p><u>【発表時の熱中症予防行動例】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>熱中症の危険性が極めて高くなると予想される日の前日または当日に発表されるため、日頃から実施している熱中症予防対策を普段以上に徹底することが重要である。</u></li> </ul> <p><u>（例）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> <u>不要不急の外出は避け、昼夜を問わずエアコン等を使用する。</u></li> <li><input type="checkbox"/> <u>高齢者、子ども、障害者等に対して周囲の方々から声かけをする。</u></li> <li><input type="checkbox"/> <u>身の回りの暑さ指数（WBGT）を確認し、行動の目安にする。</u></li> <li><input type="checkbox"/> <u>エアコン等が設置されていない屋内外での運動は、原則</u></li> </ul>

改訂後	現 行
	<p>中止／延期をする。</p> <p><input type="checkbox"/> のどが渇く前にこまめに水分補給するなど普段以上の熱中症予防を実践する。</p>
<p>P42</p> <p><b>2 発生時以降の対応ポイント</b></p> <p>(1) 応急処置及び安全確保</p> <p>①～③ [略]</p> <p>④ 周りの児童生徒等への対応 熱中症発生の可能性が高まっているため、児童生徒等の健康観察を行い、水分補給や休憩などの適切な措置を講ずる。</p> <p>(2) 報告等</p> <p>① 保護者に、児童生徒等の容体や搬送先、学校の対応等について連絡、説明をする。</p> <p>② 児童生徒等が医療機関へ救急搬送された場合、管理職は、県立学校は県教育指導課子ども安全支援室へ、市町村立学校は市町村教育委員会へ報告する。</p>	<p>P42</p> <p><b>2 発生時以降の対応ポイント</b></p> <p>(1) 応急処置及び安全確保</p> <p>①～③ [略]</p> <p>④ 周りの児童生徒__への対応 熱中症発生の可能性が高まっているため、児童生徒__の健康観察を行い、水分補給や休憩などの適切な措置を講ずる。</p> <p>(2) 報告等</p> <p>① 保護者に、児童生徒__の容体や搬送先、学校の対応等について連絡、説明をする。</p> <p>② 児童生徒__が医療機関へ救急搬送された場合、管理職は、県立学校は県教育指導課子ども安全支援室へ、市町村立学校は市町村教育委員会へ報告する。</p>
<p>P42</p> <p><b>3 情報収集等</b></p> <p>■ 環境省 [略]</p> <p>■ 文部科学省</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン</li> <li>・ 「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」(令和3年5月)</li> <li>・ 「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」(令和6年4月追補版)</li> <li>・ 学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（平成31年3月改訂）</li> </ul> <p>■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター [略]</p>	<p>P42</p> <p><b>3 情報収集等</b></p> <p>■ 環境省 [略]</p> <p>■ 文部科学省</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン</li> <li>・ 「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」の作成について</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（平成31年3月改訂）</li> </ul> <p>■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター [略]</p>

改訂後				現行			
P43 表1-1暑さ指数（WBGT）に応じた注意事項等 〔略〕				P43 表1-1暑さ指数（WBGT）に応じた注意事項等 〔略〕			
P43 熱中症への対応 〔略〕				P43 熱中症への対応 〔略〕			
P44 熱中症発生時の対応				P44 熱中症発生時の対応			
<b>対応の流れ</b>	<b>管理職</b>	<b>教職員</b>	<b>児童生徒</b>	<b>対応の流れ</b>	<b>管理職</b>	<b>教職員</b>	<b>児童生徒</b>
<発生時の危機管理> ○ 児童生徒等の救護、状況確認、安全確保  ○ 危機管理体制構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 状況把握</li> <li>・ 救急体制の指示（救急車要請等）</li> <li>・ 事故発生時の状況、対応等、記録する者の指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熱中症の程度を確認し、涼しい場所等へ移動し、応急手当</li> <li>・ 管理職に事故発生の報告</li> <li>・ 救急車対応が必要な場合は直ちに手配</li> <li>・ 救急車を手配した場合は同乗</li> <li>・ 病院に同行し、事故の発生状況や応急手当等について医師に説明</li> <li>・ 状況を管理職へ報告</li> <li>・ 被害児童生徒等の保護者への連絡</li> <li>・ 他の児童生徒等の健康観察</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教職員の指示に従う</li> </ul>	<発生時の危機管理> ○ 児童生徒__の救護、状況確認、安全確保  ○ 危機管理体制構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 状況把握</li> <li>・ 救急体制の指示（救急車要請等）</li> <li>・ 事故発生時の状況、対応等、記録する者の指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熱中症の程度を確認し、涼しい場所等へ移動し、応急手当</li> <li>・ 管理職に事故発生の報告</li> <li>・ 救急車対応が必要な場合は直ちに手配</li> <li>・ 救急車を手配した場合は同乗</li> <li>・ 病院に同行し、事故の発生状況や応急手当等について医師に説明</li> <li>・ 状況を管理職へ報告</li> <li>・ 被害児童生徒__の保護者への連絡</li> <li>・ 他の児童生徒__の健康観察</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教職員の指示に従う</li> </ul>

改訂後				現行			
<p>○ 関係者への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>救急搬送の場合は教育委員会に第一報、以後必要であれば状況報告し、助言を得る</li> <li>必要に応じて学校医へ連絡し、指導を受ける</li> <li>被害児童生徒等の保護者に容態、状況、搬送先、学校の対応について連絡</li> <li>他の教職員への状況説明（臨時職員会議の開催等）</li> <li>必要に応じて、児童生徒等・保護者へ対応策について説明（文書送付又は説明会開催）、理解と協力依頼</li> </ul>	<p>熱中症予防の取組例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>冷たい飲み物を持参させ、授業中でも水分・塩分補給が行えるようにする。</li> <li>道具等の活用（帽子、クールスカーフ等）を促す。</li> <li>WBGT計を顧問に配付し、熱中症予防のための運動指針に基づいた活動を意識付ける。</li> </ul>		<p>○ 関係者への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>救急搬送の場合は教育委員会に第一報、以後必要であれば状況報告し、助言を得る</li> <li>必要に応じて学校医へ連絡し、指導を受ける</li> <li>被害児童生徒__の保護者に容態、状況、搬送先、学校の対応について連絡</li> <li>他の教職員への状況説明（臨時職員会議の開催等）</li> <li>必要に応じて、児童生徒__・保護者へ対応策について説明（文書送付又は説明会開催）、理解と協力依頼</li> </ul>	<p>熱中症予防の取組例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>冷たい飲み物を持参させ、授業中でも水分・塩分補給が行えるようにする。</li> <li>道具等の活用（帽子、クールスカーフ等）を促す。</li> <li>WBGT計を顧問に配付し、熱中症予防のための運動指針に基づいた活動を意識付ける。</li> </ul>	
<p>〈事後の危機管理〉</p> <p>○ 被害児童生徒等保護者への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理職が教職員を代表して、児童生徒等、保護者に誠意ある対応</li> <li>災害共済給付の手続き</li> <li>P T A等への説明等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担任、顧問等が家庭を見舞うなど、児童生徒等、保護者に誠意ある対応</li> <li>発生時の状況と災害共済給付の手続き等について保護者に説明する</li> </ul>		<p>〈事後の危機管理〉</p> <p>○ 被害児童生徒__保護者への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理職が教職員を代表して、児童生徒__、保護者に誠意ある対応</li> <li>災害共済給付の手続き</li> <li>P T A等への説明等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担任、顧問等が家庭を見舞うなど、児童生徒__、保護者に誠意ある対応</li> <li>発生時の状況と災害共済給付の手続き等について保護者に説明する</li> </ul>	

改訂後				現 行			
○ 再発防止への取組	・ 発生原因を究明し、再発防止への取組	・ 未然防止について児童生徒等への指導		○ 再発防止への取組	・ 発生原因を究明し、再発防止への取組	・ 未然防止について児童生徒__への指導	
○ 報告書（救急搬送時）	・ 救急搬送した場合は、報告書作成			○ 報告書（救急搬送時）	・ 救急搬送した場合は、報告書作成		
P44 【県教教育委員会への連絡経路図】 〔略〕				P44 【県教教育委員会への連絡経路図】 〔略〕			
P44 【県教育委員会連絡窓口】 〔略〕				P44 【県教育委員会連絡窓口】 〔略〕			
P44 【県教育委員会担当課】 〔略〕				P44 【県教育委員会担当課】 〔略〕			

改訂後				現行			
<b>第2部 事項別危機管理の要点</b> <b>第3章 学校生活上の問題</b> <b>第7 性暴力被害・性的虐待・デートDV等</b>				<b>第2部 事項別危機管理の要点</b> <b>第3章 学校生活上の問題</b> <b>第7 性暴力被害・性的虐待・デートDV等</b>			
P87 <b>1 未然防止のポイント</b> 〔略〕				P87 <b>1 未然防止のポイント</b> 〔略〕			
P87 <b>2 発生時以降の対応のポイント</b>  (1) 〔略〕 表【児童生徒から相談を受けた場合の対応のポイント】 〔略〕  ・ 第4章 教職員 第2 性暴力 <b>3 相談を受けたときの対応</b> ・ 第4章 教職員 第2 性暴力 <b>4 相談を受けたときに留意すること</b>				P87 <b>2 発生時以降の対応のポイント</b>  (1) 〔略〕 表【児童生徒から相談を受けた場合の対応のポイント】 〔略〕  ・ _____ ・ _____			
P88 <b>3 情報収集等</b> 〔略〕				P88 <b>3 情報収集等</b> 〔略〕			
P88 <u>性暴力被害・性的虐待・デートDV等把握時の対応</u>				P88 <u>性暴力被害・性的虐待・デートDV等把握時の対応</u>			
<b>対応の流れ</b> <発生時の危機管理> ○ 事件発生・把握  ○ 対応方針	<b>管理職</b>  ・ 児童生徒からの被害の場はいじめ対策組織の開催 ・ 事実の確認、体制の確立と教職員の役割分担、指導	<b>教職員</b>  ・ 関係者による被害児童生徒へのカウンセリング、経過観察 （注）被害児童生徒並びに保護者の動揺及び心のケ	<b>児童生徒</b>  ・ 被害児童生徒への <u>最小限の聴き取り</u> （児童生徒と <u>信頼関係がある</u>	<b>対応の流れ</b> <発生時の危機管理> ○ 事件発生・把握  ○ 対応方針	<b>管理職</b>  ・ 児童生徒からの被害の場はいじめ対策組織の開催 ・ 事実の確認、体制の確立と教職員の役割分担、指導	<b>教職員</b>  ・ 関係者による被害児童生徒へのカウンセリング、経過観察 （注）被害児童生徒並びに保護者の動揺及び心のケ	<b>児童生徒</b>  ・ 被害児童生徒への <u>事情聴取</u> （児童生徒と <u>同性教員を含む複数人</u> で

改 訂 後				現 行			
	<p>方針の明示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対応方針の決定・指示</li> <li>・ 学校全体としての指導方針・方法に関する指示</li> <li>・ 継続的な指導を指示するとともに教育委員会に報告を行う</li> <li>・ 保護者への状況説明（事案の概要、児童生徒の様子、保護観察依頼、学校の対応等）</li> <li>・ 警察へ通報</li> <li>・ 加害児童生徒及び保護者と話し合い、今後の方針決定</li> </ul> <p>（※ 以下は被害児童生徒及び当該保護者の心情を考慮し、同意のもとに実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急カウンセラー派遣要請</li> </ul>	<p>ア（日ごろからコンタクトを取れる教職員）を第一に考える</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害児童生徒へのプライバシーを保護するため、外部へ情報漏洩しないよう注意する</li> <li>・ 児童生徒、保護者への誠意ある対応、家庭訪問の実施</li> <li>・ 性暴力被害者支援センターたんぼぼ、しまね性暴力被害者支援センターさひめ等関係機関との連携</li> </ul>	<p><u>教職員で行う</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>詳細な聴き取りは司法面接で行う</u></li> <li>・ 被害児童生徒へのプライバシーに最大限配慮する</li> <li>・ 信頼できる教職員によるカウンセリング、見守り</li> </ul> <p>・ 教職員、関係職員によるきめ細かな心のケア（保護者との密な連携のもと）</p>		<p>方針の明示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対応方針の決定・指示</li> <li>・ 学校全体としての指導方針・方法に関する指示</li> <li>・ 継続的な指導を指示するとともに教育委員会に報告を行う</li> <li>・ 保護者への状況説明（事案の概要、児童生徒の様子、保護観察依頼、学校の対応等）</li> <li>・ 警察へ通報</li> <li>・ 加害児童生徒及び保護者と話し合い、今後の方針決定</li> </ul> <p>（※ 以下は被害児童生徒及び当該保護者の心情を考慮し、同意のもとに実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急カウンセラー派遣要請</li> </ul>	<p>ア（日ごろからコンタクトを取れる教職員）を第一に考える</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害児童生徒へのプライバシーを保護するため、外部へ情報漏洩しないよう注意する</li> <li>・ 児童生徒、保護者への誠意ある対応、家庭訪問の実施</li> <li>・ 性暴力被害者支援センターたんぼぼ、しまね性暴力被害者支援センターさひめ等関係機関との連携</li> </ul>	<p><u>行う</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ _____</li> <li>・ _____</li> <li>・ 被害児童生徒へのプライバシーに最大限配慮する</li> <li>・ 信頼できる教職員によるカウンセリング、見守り</li> </ul> <p>・ 教職員、関係職員によるきめ細かな心のケア（保護者との密な連携のもと）</p>
<p>&lt;事後の危機管理&gt;</p> <p>[略]</p>	[略]	[略]	[略]	<p>&lt;事後の危機管理&gt;</p> <p>[略]</p>	[略]	[略]	[略]
(注) [略]				(注) [略]			

改 訂 後	現 行
P88 <b>【発生時の連絡経路図】</b> 〔略〕	P88 <b>【発生時の連絡経路図】</b> 〔略〕
P88 <b>【県教育委員会担当課】</b> 〔略〕	P88 <b>【県教育委員会担当課】</b> 〔略〕

改 訂 後	現 行
<p><b>第2部 事項別危機管理の要点</b>  <b>第4章 教職員</b>  <b>第2 性暴力</b></p>	<p><b>第2部 事項別危機管理の要点</b>  <b>第4章 教職員</b>  <b>第2 性暴力</b></p>
<p>P93  <b>1 未然防止のポイント</b>                  〔略〕</p>	<p>P93  <b>1 未然防止のポイント</b>                  〔略〕</p>
<p>P93  <b>2 関係通知等</b>                  〔略〕</p>	<p>P93  <b>2 関係通知等</b>                  〔略〕</p>
<p>P94  <b>3 相談を受けたときの対応</b></p> <p><u>児童生徒からの相談は、いつ・どこで・どのような場面で話しかけられるか分からないことに留意すること。</u>  <u>普段から「児童生徒から性暴力等の被害を相談されるかもしれない」という意識を持ち、相談があったときの対応方法を校内で共有しておく必要がある。</u>  <u>また、目ごろから児童生徒の身体的状況や言動のほか、保護者の様子に気を配り、気になる点や変わった点等がないか、把握することに努めておくことが大切である。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>○ 対応のポイント</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>最小限の聴き取り</u>                      教職員等が、児童生徒から相談を受けたときは、児童生徒に対する質問や確認は「いつ」「誰が」「誰に」「どうした」等、最小限の内容に留めること。児童生徒が話した内容を受け止め、「いつ」「どこで」「どのように」児童生徒が相談に来たのか、また、相談したときの話しぶりや、「誰が」「誰に」「どうした」という事実を記録する。  <u>児童生徒から語られた言葉のままを正確に記録すること。</u></li> <li>・ <u>情報共有への同意</u>                      児童生徒に「重要なことであるから校長先生に報告する」と共有する</li> </ul> </div>	<p>〔新設〕</p>

改訂後	現 行
<p>旨と共有する範囲を明確にし、理解を得ることが重要である。児童生徒が「秘密にしてほしい」と希望しても、共有する必要性や範囲を明確にしたうえで丁寧に説明し、共有することについての同意を得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理職等への報告等 相談を受けた教職員等は、児童生徒から相談を受けた場合は、必ず管理職へ直接報告する。 報告を受けた管理職は、<b>4 相談を受けたときに留意すること</b>に沿った対応をとる。</li> <li>詳細な聴き取り 詳細な聴き取りについては、教育委員会や警察等の関係機関と連携・相談のうえ警察等が実施し、教職員等を行わない。</li> </ul>	
<p>P94, 95</p> <p><b>4 相談を受けたときに留意すること</b></p> <p>児童生徒から最初に被害を打ち明けられた際は、事情聴取のように細かく聞かない。</p> <p>ただし、勇気をもって打ち明けた児童生徒が、相談をないがしろにされたと感じないように、真摯に傾聴すること。相談内容を過小評価したり、相談を受けたにもかかわらず真摯に対応しなかったりすることは、あってはならない。</p> <p>被害の聴き取りは、原則として同性が行うことが望ましいが、被害を受けたとされる児童生徒が直接打ち明けるということは、当該教職員等との信頼関係があると考えられるため、最低限の聴き取りは、同性か異性かを問わず、直接打ち明けられた者が行って差し支えない。</p> <p>ただし、教職員等による詳細な聴き取りは行わない。詳細な聴き取りは、「司法面接」で行う。「司法面接」とは、子どもの心理的負担を軽減し、何度も聞くことによる誘導や暗示等のおそれを排除するために、被害にあった子どもや目撃した子どもから話を聞く場合には、訓練された聴取者が、誘導ではない聞き方をするというもので、各機関の代表者が聞く「代表者聴取」（共同面接）で行われる。そのため、被害が発覚したら、教職員等周囲の大人は、児童生徒に被害の詳細を聞かず、速やかに、警察等と連携し、司法面接での聴取を行う必要がある。</p>	<p>〔新設〕</p>

改訂後	現行
<p>○留意するポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り同性の教職員等が聴き取る。</li> <li>・児童生徒の訴えを否定しない。</li> <li>・勇気を出して話してくれたことへの感謝を伝える。</li> <li>・同性間であっても性暴力はありうると心得る。</li> <li>・根掘り葉掘り聞かない。無理やり話させない。</li> <li>・児童生徒が話せる範囲で「いつ」「誰が」「誰に」「どうした」だけを聴く。（細かい聴き取りは専門家に任せる。）</li> <li>・児童生徒の話す内容や話しているときの様子を細かく記録する。 →記録は、性的な表現であっても曖昧にすることなく児童生徒が語ったとおりに記録する。</li> <li>・児童生徒が「秘密にしてほしい」と希望しても、共有する範囲を明確にしたうえで丁寧に説明し、共有することの同意を得る。</li> <li>・言ってはいけない言葉 <ul style="list-style-type: none"> <li>■児童生徒を責めている（と受け取られかねない）言葉 例：「あなたが誘ったのでは？」「泣いてばかりでいなくて、ちゃんと説明して」など</li> <li>■「なぜ？」と非難しているように聞こえる言葉 例：「どうして逃げなかったの？」「どうして付いて行ったの？」など</li> <li>■被害を矮小化するなど、児童生徒の心理を理解しない言葉 例：「早く元気になりましょう」「つらいことは忘れましょう」「辛いのはよくわかるよ」「時間が解決してくれる」など</li> <li>■驚きを示す言葉 例：「本当なの？」「どうして？」「嘘でしょう？」など</li> <li>■相談を拒絶する言葉・話を遮る言葉（態度） 例：「〇〇先生に相談してください」「保護者に伝えてください」「私では手に負えません」「忙しいから後にして」「（複数回にわたる被害の聴取りにおいて）時間がないから、次の話に行きましょう」など</li> <li>■感情的な言葉（態度） 例：「××先生のやったことは、絶対に許せない！！」 「（児童生徒に対して）かわいそうだね」など</li> </ul> </li> </ul>	

改訂後				現行			
<p>■無責任な言葉（できない約束はしない）                      例：「○○先生は明日から学校に来ないよ」「誰にも言わないよ」                      「先生だけの秘密にしておくから大丈夫だよ。」など</p>							
<p>P96</p> <p style="text-align: center;"><b><u>性暴力発生・把握時の対応</u></b></p>				<p>P94</p> <p style="text-align: center;"><b><u>性暴力発生・把握時の対応</u></b></p>			
対応の流れ	管理職	教職員	児童生徒	対応の流れ	管理職	教職員	児童生徒
<p>&lt;発生時の危機管理&gt;</p> <p>○ 事件発生・把握</p> <p>○ 対応方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事実の整理、確認</li> <li>対応方針の決定・指示</li> <li>教育委員会への第一報（事実の連絡と支援要請、対応をその都度協議）</li> <li>関係教職員への指示（緊急職員会議の開催等）</li> <li>加害教職員を隔離させ、事実確認、その後自宅待機の指示（※児童生徒と直ちに引き離す。）</li> <li>保護者への状況説明（事案の概要、児童生徒の様子、保護観察依頼、学校の対応等）</li> <li>保護者への謝罪と今後の対応説明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理職へ報告</li> <li>関係者による被害児童生徒へのカウンセリング、経過観察（注）被害児童生徒並びに保護者の動揺及び心のケア（日ごろからコンタクトを取れる教職員）を第一に考える</li> <li>被害児童生徒へのプライバシーを保護するため、外部へ情報漏洩しないよう注意する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害児童生徒への<u>最小限の聴き取り</u>（児童生徒と<u>信頼関係がある教職員で行う</u>）</li> <li>詳細な聴き取りは<u>司法面接で行う</u></li> <li>被害児童生徒へのプライバシーに最大限配慮する</li> <li>信頼できる教職員によるカウンセリング、見守り</li> </ul>	<p>&lt;発生時の危機管理&gt;</p> <p>○ 事件発生・把握</p> <p>○ 対応方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事実の整理、確認</li> <li>対応方針の決定・指示</li> <li>教育委員会への第一報（事実の連絡と支援要請、対応をその都度協議）</li> <li>関係教職員への指示（緊急職員会議の開催等）</li> <li>加害教職員を隔離させ、事実確認、その後自宅待機の指示（※児童生徒と直ちに引き離す。）</li> <li>保護者への状況説明（事案の概要、児童生徒の様子、保護観察依頼、学校の対応等）</li> <li>保護者への謝罪と今後の対応説明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理職へ報告</li> <li>関係者による被害児童生徒へのカウンセリング、経過観察（注）被害児童生徒並びに保護者の動揺及び心のケア（日ごろからコンタクトを取れる教職員）を第一に考える</li> <li>被害児童生徒へのプライバシーを保護するため、外部へ情報漏洩しないよう注意する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害児童生徒への<u>事情聴取</u>（児童生徒と<u>同性教員を含む複数人で行う</u>）</li> <li>被害児童生徒へのプライバシーに最大限配慮する</li> <li>信頼できる教職員によるカウンセリング、見守り</li> </ul>

改訂後				現行			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会の指示により、警察へ通報</li> <li>教育委員会へ報告書を提出</li> <li>児童生徒、保護者への誠意ある対応（被害児童生徒の家庭訪問等）</li> </ul> <p>（※ 以下は被害児童生徒及び当該保護者の心情を考慮し、同意のもとに実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急カウンセラー派遣要請</li> <li>報道機関等への対応</li> <li>（必要に応じて）全校集会、保護者会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒、保護者への誠意ある対応、家庭訪問の実施</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会の指示により、警察へ通報</li> <li>教育委員会へ報告書を提出</li> <li>児童生徒、保護者への誠意ある対応（被害児童生徒の家庭訪問等）</li> </ul> <p>（※ 以下は被害児童生徒及び当該保護者の心情を考慮し、同意のもとに実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急カウンセラー派遣要請</li> <li>報道機関等への対応</li> <li>（必要に応じて）全校集会、保護者会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒、保護者への誠意ある対応、家庭訪問の実施</li> </ul>	
<事後の危機管理> [略]	[略]	[略]	[略]	<事後の危機管理> [略]	[略]	[略]	[略]
(注) [略]				(注) [略]			
P96 <b>【発生時の連絡経路図】</b> 報告様式： <a href="#">「事故報告書」</a>				P94 <b>【発生時の連絡経路図】</b>			
<pre>                     graph LR                         A[市町村立学校] --&gt; B[市町村教育委員会]                         B --&gt; C[県教育事務所]                         D[県立学校] --&gt; E[県教育事務所]                         C --&gt; F[県学校企画課]                         E --&gt; F                     </pre>				<pre>                     graph LR                         A[市町村立学校] --&gt; B[市町村教育委員会]                         B --&gt; C[県教育事務所]                         D[県立学校] --&gt; E[県教育事務所]                         C --&gt; F[県学校企画課]                         E --&gt; F                     </pre>			
P96 <b>【県教育委員会担当課】</b> [略]				P94 <b>【県教育委員会担当課】</b> [略]			

改訂後					現行					
P109 <b>危機事案項目と報告様式一覧</b>  第1部 学校における危機管理 〔略〕 第2部 事項別危機管理の要点 第1章 学校保健・学校給食 〔略〕 第2章 学校安全 〔略〕 P111 第3章 学校生活上の問題					P107 <b>危機事案項目と報告様式一覧</b>  第1部 学校における危機管理 〔略〕 第2部 事項別危機管理の要点 第1章 学校保健・学校給食 〔略〕 第2章 学校安全 〔略〕 P109 第3章 学校生活上の問題					
第1 いじめ		事態の発生に関する 【様式2】いじめ重大事 態調査の開始に関		・ 重大事態 は、文部科学 省の様式1、 様式2、様式 3の使用可	教育指 導課		事態の発生に関する 【様式2】いじめ重大 事態調査の開始に関		・ 重大事態 は、文部科学 省の様式1、 様式2 _____ _____の使用可	教育指 導課
		【様式3】いじめ重大 事態の再調査の開始								
第2～第7 〔略〕					第2～第7 〔略〕					
第4章 教職員 第1 〔略〕					第4章 教職員 第1 〔略〕					

改訂後						現 行					
		<ul style="list-style-type: none"> <li>体罰・セクシュアル・ハラスメントに関する事故報告書（様式第28号）</li> <li>義務は各市町村の定めるサービス規定による（参考）サービス規則（例）様式第41号</li> </ul>	 様式第28号_体罰・セクシュアル・ハラスメント	—	学校企画課		第2 性暴力	—	—	—	—
第3～第6 〔略〕						第3～第6 〔略〕					